まん延防止等重点措置再延長・いまだ収束には至らず

富士下橋（赤橋）右岸側上流脇に咲き誇るあじさいロードの紫陽花と

政務活動動画 配信中！

減少傾向にはなりつつも、陽性者数が下げ止まったままですね。

埼玉県も六月二十日で終わる予定であった、まん延防止等重点措置を七月十一日まで延長が決定。

我が志木市は重点措置区域から外れ、ようやく午後八時まで認証を受けたお店では酒類の提供が可能となりましたが、お店側からすれば、それではとてもやっていけないとの厳し声もいただいておりますよ。

すっかり英国株が陽性者の八割を超えて、落ち着きをようやく見せてきたものの、インド株も埼玉県に入ってくるなど、予断を許さない状況なんですね。

何度も言いますが、入国管理は多少の私権が制限されたとしても、学校や十四日間の隔離水際対策などは、しっかりやって欲しいものですよ。

世界でも変異株の侵入で、八か月間新型コロナ国内感染ゼロを達成し、その後も一日当たりの陽性者数が一桁台で推移していた台湾もついに感染爆発し、一日の陽性者が数百人単位まで上昇したんですね。

色々とご心配の声が上がっている、オリンピック・パラリンピックにしても、入国した選手や報道関係者の跡情報が、いつでもかるよう世界で普及している入国管理をしないと、オリンピックにおける新型コロナ感染症対策への厳しい目は続くと思いますよ。

いずれにしても、このままでは、新型コロナ感染症の陽性者は上がったり下がったり繰り返す可能性がありますので、やはり元の生活に戻るには、多くの希望する皆さんが早期にワクチンを接種をするしかないですね。

全業種補償で経済を守れ！

それにしても、いつ元の生活に戻れるかわからない状況で、飲食店を除く多くの業種の皆様も、最早経済的には限界という悲鳴はあちらこちらから上がってますよ。

我々も、会派の仲間と共に、居酒屋などにお酒を卸している「酒類販売事業者党協力支援金」の県独自の上乗せを大野知事に要望し、実現させていただきましたが、とはいえ月に県と国を合わせてもわずか三十万円。

その他にも、外出自粛によって売り上げが前年又は前々年同月比で５０％以上減少している事業者にも、県の上乗せを合わせて月二十五万円の支援金制度が出来ましたが、これでどれだけの事業者が救われるのか何とも言えず限界がありますね。

いずれにしても、地方の財政も厳しさを増し、国の支援がなければ、最早やれる事は限られ額も少額になっているんですよ。

何故か、国は昨年度からの未執行の３０兆円の繰越金と予備費５兆円を出し渋って使わないんですね。

これでは、地方は救われません。

積極財政は米国バイデン新政権でも大胆でやっていますよ。

是非、全業種に対して粗利補償をやっていただきたいものです。

やわらかまじめ新聞

第121号

発行者
無所属県民会議
県議会議員鈴木正人
〒353-0002
志木市中宗岡1-1-2
TEL048-476-7525
FAX048-476-7526

普段の生活に戻るにはやはりワクチン接種で集団免疫を獲得するしかないのか

まん延防止等重点措置などの影響を受けた事業者への支援①

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事業　52億2,717万6千円

令和３年４～６月に実施されたまん延防止等重点措置等に伴う、**飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響を受けた事業者**に対して協力支援金を給付する。

【対象事業者】
- 月間売上が前年又は前々年同月比で**50%以上減少**しており、国の月次支援金を受けている県内事業者

【給付金額】
- 令和3年4月・5月・6月の売上減少額（上限額は右図のとおり、算定は単月ごと）

【給付回数】
- 協力支援金として**１事業者**につき**１回限り**（3か月分をまとめて給付）

まん延防止等重点措置などの影響を受けた事業者への支援②

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事業　6億6,459万8千円

令和３年４～６月に実施されたまん延防止等重点措置等に伴う、**酒類提供自粛要請の影響を大きく受けた酒類販売事業者等**に対して協力支援金を給付する。

【対象事業者】
- 月間売上が前年又は前々年同月比で**30%以上減少**している県内の酒類販売事業者等

【給付金額】
- 令和3年4月・5月・6月の売上減少額（上限額は右図のとおり、算定は単月ごと）

【給付回数】
- 協力支援金として**１事業者**につき**１回限り**（3か月分をまとめて給付）

県政レポート2021 No.121　ご意見・ご要望はこちら↓
埼玉県議会議員　無所属県民会議　E:mail suzukisec@gmail.com
鈴木正人
ホームページ　http://www.trans.ne.jp/masato/

令和３年度 ６月定例会開会　まん延防止重点措置延長で早速約４８８億８千円の補正追加議案などが可決

まん延防止等重点措置が７月１１日まで延長

6月14日より令和3年6月定例会が開会され、121億4978万など14議案が提案されました。

また、まん延防止等重点措置のさらなる延長に伴い追加議案488億8112万1千円の補正予算案が、他の案件に先だって審議され、18日に可決成立いたしました。

これにより、重点措置区域は午後7時まで、それ以外の区域（志木市を含む）は午後8時まで酒類の提供が可能となり、人数上限4人以下、または同居家族のみ安心宣言飲食店プラスの認証を受けたお店でお酒を飲むことが可能となりました。

ワクチン接種については、市町村のワクチン接種体制を補完するため、集団接種会場を現在の県内1ケ所から4か所に拡充をする予定です。

１８歳から６４歳でも都内自衛隊大規模接種センターでワクチン接種が可能

志木市では自衛隊大規模接種センターでの接種を希望され、まだ接種券が届いていない方に、個別に接種券を発送する事となりました。希望者はご連絡を。

●連絡先
志木市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室
TEL：　048-486-2950
◆受付時間:平日の午前8時30分から午後5時15分まで

令和３年度に入って ５度目の臨時会報告 ５０９億２５７１万３千円の補正予算案 可決

令和３年５月臨時会付議予定議案について

招集日	令和３年５月３１日（月）
議案	１件〔令和３年度埼玉県一般会計補正予算（第５号）〕
補正予算の規模	５０９億２，５７１万３千円（補正後累計　２兆２，５８５億１，６７０万円）
主な内容	
○飲食店や大規模施設等に対する感染防止対策協力金の支給	３０２億４，１２６万５千円
○感染者急増に備えた医療提供体制の強化	２０６億８，０６５万３千円
報告	２件〔専決処分報告〕

６月２１日から志木市はまん延防止重点措置区域より除外

まん延防止等重点措置の期間延長と措置区域縮小について

新
重点措置を実施すべき**期間を延長**し、**措置区域を縮小**します

◆ 重点措置の実施期間
令和３年４月２０日（火）から
令和３年**７月１１日（日）**まで

◆ 措置区域　**さいたま市及び川口市**

◆ 措置区域以外　措置区域を除く埼玉県全域（継続）
※さいたま市及び川口市以外の措置区域１３市町は、６月２０日をもって解除

営業時間の短縮要請等について
（特措法第31条の6第1項、第24条第9項）

◆飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等、バー等遊興施設等に対して

	措置区域	措置区域以外
要請期間	令和３年６月２１日（月）午前０時　から	令和３年**７月１１日（日）**午後１２時　まで
営業時間	午前５時から**午後８時**まで	午前５時から**午後９時**まで
その他	新 長時間（90分超）の会食を避け、４人以下又は同居家族（介助者を含む）のみに限るよう**働きかけること**	

営業時間の短縮要請等について
（特措法第31条の6第1項、第24条第9項）

◆飲食店等に対して（酒類の提供について）　新

	措置区域	措置区域以外
酒類提供	提供時間　午前１１時から **午後７時**まで ただし、**以下の条件を遵守**すること ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」について、県の認証を受けること ・特に、①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底　の基本４項目を遵守すること 人数上限 ・**１人**　又は ・同居家族（介助者含む）のみ	提供時間　午前１１時から **午後８時**まで 人数上限 ・**４人以下**　又は ・同居家族（介助者含む）のみ

埼玉県が新型コロナワクチンの集団接種会場を設置し運営します

埼玉県高齢者ワクチン接種センター

■対　象　埼玉県在住 **65** 歳以上（市町村発行の接種券をお持ちの方）
※既に他の接種会場で接種を受けた方、市町村に予約をされた方はお申込みできません

■会　場　**埼玉県浦和合同庁舎**（ＪＲ北浦和駅西口徒歩約 10 分）

■期　間　**６月１日（火）～７月３１日（土）**（土日・祝日も稼働）

■予約方法　**予約サイト**から予約のみ（電話などでの予約はできません）

※ 詳細は県ホームページをご覧ください

予約はこちらから

■ 問合せ　埼玉県高齢者ワクチン接種センター相談窓口
受付時間９時～17時（土日・祝日も対応）　☎0570-071-077

彩の国 埼玉県